

【 重要事項説明書 】

結訪問看護ステーション 医療保険

1 事業者の概要

法人名	PFC 合同会社
代表者氏名	大貫 真美子
法人所在地	埼玉県さいたま市北区日進町三丁目269番地1-406号
電話番号	048-727-2188

2 当事業所の概要

事業所名称	結訪問看護ステーション
所在地	埼玉県上尾市向山1-60-6
介護保険指定事業所番号	号
電話番号	048-727-2188
管理者・相談担当者 事業の実施地域	森田 旭智 上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、さいたま市北区、さいたま市見沼区 さいたま市西区、さいたま市大宮区、さいたま市岩槻区

訪問看護提供時間 : 9:00～18:00

事務所の営業時間 : 9:00～18:00 日曜日・12月30から1月3日除く

3 職員の配置状況

- ・当事業所では、利用者様に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

【管理者】……………1名

- ・管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を尊厳させるため必要な指揮命令を行う。

従業者の勤務体制

【訪問看護師】……………常勤換算数 2.5 名以上 （管理者含む）

- ・かかりつけの医師より訪問看護指示を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービス提供します。

4 事業所のサービス提供方針

- 1) 指定訪問看護の実施にあたり、かかりつけ医師のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続出来るように支援するものである。
- 2) 指定訪問看護を行う事業所は、関係市区町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

5 サービス提供にあたって

- 1) サービス提供に先立って訪問看護に必要な被保険者資格、自立支援医療受給者証等、必要な証明書を確認させていただきます。保険証の変更や上限額の変更があった際は速やかに当事業者へお知らせください。
- 2) 必要と認められるときは、自立支援医療受給者証等の新規・更新申請の必要な援助を行うものとします。

- 3) 主治医の指示に基づき、利用者及び家庭の意向を踏まえて「訪問看護計画」を作成し、利用者又は家族へ説明し同意を得たのちサービスを提供するものとします。ご確認いただくようお願いいたします。
- 4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向の変化により必要に応じて変更を行う場合があります。

6 サービスの詳細について

1) サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定・病状の観察)
- ② 内服状況の確認
- ③ 日常生活相談
- ④ 日常生活の助言・援助
- ⑤ 生活状況・病状及び提供サービスに関する記録
- ⑥ 医療機関への連絡・相談
- ⑦ 家族からの相談に対する助言・援助
- ⑧ 各種行政サービスに関する取得・更新援助 ※要相談項目あり

2) 看護職員の禁止する行為

- ・利用者又は家族の金銭・預貯金通帳・証書・書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭・物品・飲食の授受や提供
- ・利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため、やむを得ない場合を除く)
- ・その他利用者又は家族に対して行う宗教・政治・営利活動 その他迷惑行為

3) サービス利用にあたっての禁止事項について

- ・利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合、それに伴う状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。
- ・従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント、パシエントハラスメントなどの行為
- ・サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS 等への掲載

7 サービス利用料金及び利用者負担

- ① 利用者からいただく利用者負担金は、別紙の通りです。
- ② 別表金額は、法定利用料に基づく金額です。
- ③ 精神科訪問看護をご利用される利用者様については、自立支援医療制度(精神通院医療)給付対象の方であれば、原則1割負担かつ記載の自己負担上限額に準じた金額です。
- ④ 利用者負担金は、1ヵ月料金まとめて翌月10日以降訪問する際請求書をお渡しし、金融機関指定日に、ご指定の金融機関の口座から引き落としにてお支払いいただきます。
- ⑤ 訪問当日になってからの急なキャンセル(訪問時間直前のご連絡や、ご連絡なき不訪)が繰り返される場合、あるいは正当な理由のない当日キャンセルにつきましても、運営の維持と訪問スタッフのスケジュール確保の観点から、予定していた訪問診療報酬の1割相当額をキャンセル料として申し受ける場合がございます。
急な病状の変化や、緊急入院など、やむを得ない事情によるキャンセルの場合は対象外となります。

- ⑥ 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日までに通知をすることで、キャンセル料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。

8 秘密保持と個人情報保持について

- ・事業者は、「保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を厳守し、適切な取り扱いに務めるものとします。
- ・事業所の職員は、業務上知り得た利用者及び、ご家族様の秘密については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、退職後においても同様とします。但し、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合や、利用者に係る他の居宅支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、利用者又は、ご家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、情報の訂正や追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い利用目的の達成に必要な範囲で訂正等行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担になります）

9 身分証明書携帯義務

看護職員は、常に身分証を携帯し、利用者または家族から提示を求められた時は、身分証を提示します。

10 虐待防止について

- ①事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。
- ・虐待防止に関する責任者を選定します。
 - ・成年後見制度の利用を支援します。
 - ・従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 - ・サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを警察または市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者：森田 旭智
-------------	-----------

11 提供するサービスの第三者評価

当事業所では、サービスの質研修など向上のための取り組みを行っています。

実施の有無	なし	実施した直近の年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし	評価結果の開示状況	なし

12 保健医療サービス等との連携

- 1) 指定訪問看護の提供にあたり、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得たうえで保健医療サービス機関等に送付します。
- 3) サービス内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合はその内容を記した書面またはその写し保健医療サービス機関等に送付します。

13 苦情の受付について

1) 当事業所における苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

○苦情受付窓口（電話番号）048-727-2188（担当者）森田 旭智

※管理者不在のときは他の職員が受け付けます。

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～18:00 営業時間外・12/30～1/3 除く

2) 行政機関その他苦情受付機関

公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

医療保険使用の場合

埼玉県医療安全相談窓口	048-830-3541
埼玉県医療整備課在宅医療推進担当	048-830-3545

介護保険使用の場合

上尾市役所 高齢介護課	048-775-5124
桶川市役所 高齢介護課	048-788-4938
北本市役所 高齢介護課	048-594-5540
蓮田市役所 長寿支援課	048-768-3111
さいたま市北区役所 高齢介護課 介護保険係	048-669-6068
さいたま市見沼区役所 高齢介護課 介護保険係	048-681-6068
さいたま市西区役所 高齢介護課 介護保険係	048-620-2668
さいたま市大宮区役所 高齢介護課 介護保険係	048-646-3068
さいたま市岩槻区役所 高齢介護課 介護保険係	048-790-0169
埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）	048-824-2568

★訪問看護の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。
以上を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

この重要事項説明書の説明年月日		西暦	年	月	日
説明担当者氏名	森田 旭智				
同席者					
所在地	埼玉県さいたま市北区日進町三丁目 269 番地 1-406 号				
事業所名	PFC 合同会社				
代表社員	大貫 真美子				



★上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者氏名	
代理人氏名	(続柄:)

※2部記入